○東北地方整備局告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年一月十二日

東北地方整備局長　梅野　修一

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　県道丸森権現堂線改築工事（下船渡工区・岩手県大船渡市大船渡町字下平地内から同市大船渡町字上平地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県大船渡市大船渡町字下平及び字上平地内

２　使用の部分　岩手県大船渡市大船渡町字下平及び字上平地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県大船渡市大船渡町字宮ノ前地内から同市大船渡町字笹崎地内までの延長2,040ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道丸森権現堂線改築工事（下船渡工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道丸森権現堂線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岩手県知事が県道に認定した路線であり、起業者である岩手県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により岩手県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、岩手県大船渡市大船渡町地内の一般国道45号との交差点を起点とし、同市盛町地内の同国道及び一般国道107号との交差点に至る延長7.1㎞の幹線道路である。

本路線が通過する大船渡市は、港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾である大船渡港や県内でも有数の水揚量を誇る大船渡漁港等を擁する岩手県沿岸

部の主要な都市であるが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等（以下、これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受け、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）の沿線でも、多くの住家、公共施設及び水産関連施設等が全壊、流出するなどの被害を受けたものである。

このような被害を受け、大船渡市では、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）等による大船渡地区津波復興拠点整備事業や被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）等による大船渡駅周辺地区土地区画整理事業（以下、単に「区画整理事業」という。）等により、東日本大震災からの復興に向けたまちづくりや本路線の整備が順次進められているところである。

また、現道は、東日本大震災の津波による浸水、がれき等により一時通行不能になったことに加え、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第90号。以下「県道構造条例」という。）に定める車道幅員等を満足しない狭小な道路であり、車両同士のすれ違いに支障が生じているほか、全線にわたり歩道が整備されていないなど、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通に支障をきたしている状況である。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等を備えた道路として既に整備が完了している区画整理事業地内の本路線と連続して本件区間が整備されるため、車両同士がすれ違う際の支障が解消されるとともに、歩行者等の通行が自動車交通から分離されるなど、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和２年10月に任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、植物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき重要な種は見受けられないものの、動物について、岩手県の希少野生動植物に係るレッドリストにＤランク（存続基盤が脆弱な種に準ずる種）として掲載されているタイリクアカネが確認されている。当該種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、車道幅員等が狭小な現道について、県道構造条例による第４種第２級の規格に基づく２車線の道路に拡幅する事業であり、その事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和28年２月17日に都市計画決定され、昭和35年９月６日、昭和37年３月26日、昭和45年８月25日、平成３年３月１日及び平成25年２月26日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員が狭小であり、歩道も整備されていないため、自動車及び歩行者等の通行に支障をきたしていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、大船渡市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県大船渡市役所